



福岡医発第 1700 号(地)
令和 6 年 9 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

4 種混合ワクチンから 5 種混合ワクチンへの切り替えについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、5 種混合ワクチンの定期接種化等に伴う予防接種法令改正関係通知については、令和 6 年 4 月 19 日付福岡医発第 283 号（地）にてご連絡しておりました。

今般、4 種混合ワクチンの販売終了に伴い同一のワクチンでの定期接種の完了ができない場合の対応等について、福岡県保健医療介護部より厚生労働省へ照会された内容について情報提供がありましたので、ご連絡いたします。

概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、福岡県より県内すべての市町村予防接種主管課に対して連絡されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 工藤嘉公
会長 島田昇二郎

各市町村予防接種主管課 ご担当者様

平素より大変お世話になっております。

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課の高木と申します。

標記の件について、厚生労働省へ下記のとおり問い合わせたところ、
回答がありましたので、情報共有いたします。

【問い合わせ内容】

①令和6年度第1回予防接種に係る自治体向け説明会のQAでは、「4種混合ワクチンの販売終了に伴い同一のワクチンでの定期接種の完了ができない場合は、「やむを得ない事情」と判断し、5種混合ワクチンで定期接種を完了しても差し支えありません。」と記載がある。今般、令和6年11月ごろに4種混合ワクチン「クアトロバック」が販売中止になる（4種混合ワクチン「テトラビック」は継続して販売している）との情報を得たが、この場合、QAにある「やむを得ない事情」と判断し、5種混合ワクチンへ切り替えて接種することは可能か。

②「やむを得ない事情」と判断し、4種混合ワクチンから5種混合ワクチンへ切り替えて接種し、健康被害が生じた場合でも健康被害救済制度の対象になると認識しているが、誤りはないか。

【回答】

①5種混合ワクチンへ切り替えて接種しても差し支えありません。

②ご認識のとおり健康被害救済制度の申請は可能です。

以上、ご確認のほどよろしく申し上げます。